

土地改良法（昭和24年法律第195号）第37条第1項の規定により、次の者から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 横手市大雄字一ノ関東35-2 高橋稔ほか9人

(1) 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水）蛭野・角間川堰地区計画書の写し

(2) 縦覧期間 平成30年4月2日から同月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 縦覧場所 横手市旭川一丁目3番41号 横手市役所平鹿地域振興局庁舎農林部農林整備課
大仙市大曲花園町1番1号 大仙市役所農林整備課

2 横手市柳田字持田80 阿部久一ほか2人

(1) 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農地防災）大屋沼寺内地区計画書の写し

(2) 縦覧期間 平成30年4月2日から同月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 縦覧場所 横手市旭川一丁目3番41号 横手市役所平鹿地域振興局庁舎農林部農林整備課